

## 東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱細目

令和 5 年 4 月 1 日  
4 都市基交第 1459 号  
改正 令和 6 年 3 月 25 日  
5 都市基交第 1787 号

東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱（令和 6 年 3 月 25 日付 5 都市基交第 1786 号）  
第 22 条に規定する細目については、次のとおり定める。

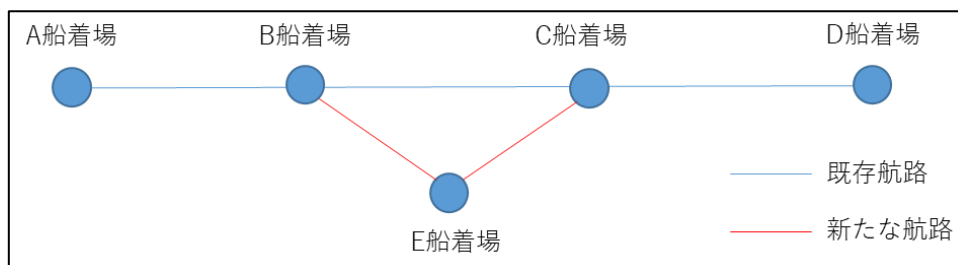
### 1 東京都舟運活性化事業費補助の基本的な考え方

- (1) 補助期間は、令和 5 年度から令和 7 年度までとする。
- (2) 「交通手段としての航路事業」の補助対象事業者は、本補助金を受けている期間を生かして、安定した利用者の獲得、運航体制や経営基盤を強化し、持続的で安定的な運航を目指して補助事業に取り組むものとする。

### 2 各事業における補助要件等

#### (1) 「交通手段としての航路事業」の運航経費

- ・ 「交通手段としての航路事業」の運航経費は、要綱第 3 条第一号のイ又はロを選択して申請するものとし、同一の航路において、要綱第 3 条第一号のイとロの事業は重複して申請することは出来ない。
- ・ 総運航時間には、寄港地の乗降及び起点・終点の折り返しのための停泊時間を含むものとする。ただし、1 回で 30 分以上の停泊時間は総運航時間から除算するものとする。
- ・ 交通不便地域に位置する船着場を含む事業について、既存の航路の寄港地に、新たに交通不便地域に位置する船着場を加えることも補助対象事業とすることができる。この場合、既存の航路から新たに加わる区間を補助対象とする。



- ・ 予め提出された運航計画における運航予定のうち、天候等の事業者の責に帰することができない事由により欠航した分は補助対象とする。

## (2) 「交通手段としての航路事業」の船舶新造費、船舶改良費

- ・ 船舶新造費及び船舶改良費の申請は、船舶を取得した際の運航計画を作成し、提出した運航計画を実施することを前提に行うものとする。
- ・ 複数年にわたる実施も可とする。ただし、その補助総額は補助限度額以内とする。複数年にわたり実施し、出来高（支払い行為）が生じない年度は、補助申請額を0円として申請し、補助事業の決定通知を受けるものとする。この決定通知より前に契約を行っている場合は、既契約について補助対象外とする。
- ・ 本補助金の補助期間は令和5年度から令和7年度までであることから、令和7年度までに補助事業が終了すること（建造、改良が終了し、納品されること）を前提とする。この間、航路の運航を別の船舶により実施することも、補助により建造・改良する船舶が用意できてから運航を開始することも可能とする。ただし、後者の場合においても、運航経費も含めて補助は令和7年度で終了予定である。令和8年度以降、都による補助金がなくなった場合においても、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の運用は要綱のとおり適切に行うこと。
- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の運用は要綱のとおりである。一方、「交通手段としての航路事業」を実施しない時間帯等において船舶を効率的に運営する場合、交付目的に支障を及ぼさない範囲において、一時的に公用又は公共用に供するなど、施設の転用を伴わないことが確認できる際は、その使用を認めるものとする。ただし、1日又は年間を通じて、半分以上は「交通手段としての航路事業」に使用するものとする。補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（船舶）を「交通手段としての航路事業」以外に使用する場合は、事前に「財産の効率的運営に関する使用届出書」を知事に提出するものとする。また、この使用が終了した時点で「財産の効率的運営に関する実績報告書」を知事に提出するものとする。

## (3) 運賃・料金の設定

- ・ 「運賃」は、船舶により人を運送する場合の対価、「料金」は運送以外の設備の利用や付加サービス、役務の提供に対する対価とする。
- ・ 運賃は、通勤等の日常の交通手段として航路を運航する趣旨を踏まえて、適切に設定すること。その際、東京都が令和4年に実施した社会実験「らくらく舟旅通勤第二弾」で設定した料金、もしくは他の交通機関の運賃を参考に、これらとの比較等のうえ適切に設定すること。
- ・ 料金は、船の特性及び着席等の提供するサービスを踏まえて、適切に設定すること。
- ・ 運賃及び料金は、国土交通省の示す「一般旅客定期航路事業の運賃及び料金の標準設定方式」に従い、収支採算性や運航の持続性などを踏まえて適切に設定すること。
- ・ 定期旅客運賃、回数券、障害者に対する運賃及び料金など、社会的要請等により設

定することが望まれる運賃及び料金についても、順次設定を検討すること。

(4) 提出物・完了検査等

- ・ 交付申請時には、第一号様式別紙の事業計画書に記載する事業費の明細を示す書類を知事に提出すること。
- ・ 実績報告書提出時には、第七号様式別紙の事業実績報告書に記載する事業費及び収入の明細、運航実績、利用実績を示す書類を知事に提出すること。
- ・ 補助を受けた合計日数が確認できる資料を提出すること。

(5) その他

- ・ 補助対象事業者は、事業実施に当たり、運航や船着場利用に関するデータ作成及びオープンデータ化に努めるものとする。  
なお、令和6年度からを目途とし、「交通手段としての航路事業」の補助対象事業者に対し、GTFS データ整備を補助要件として付加する予定である。
- ・ 「交通手段としての航路事業」の補助対象事業者は、乗船券販売に当たり、チケットレスやキャッシュレスへの対応と、運航情報及び乗船券販売のポータルサイト「東京舟旅」の活用をはじめ、様々な販路の開拓により利用者の利便性向上及び需要の創出に努めること。
- ・ 補助対象事業者は、知事の要求があった場合には、速やかに事業の状況を報告するものとする。
- ・ 補助対象事業者は、知事が舟運活性化の課題を検討するために必要な、運航情報や利用状況等のデータを知事に提出すること。